十八　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第三条の規定による改正前の相続税法第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十八年十一月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十八年五月十五日から平成二十八年十一月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

㈡　平成二十八年五月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

十九　元利金支払場所　日本銀行

○財務省告示第三百八十五号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十七年十一月十六日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十二月九日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　個人向け利付国庫債券（変動・十年）（第六十七回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行額　額面金額で千四百七十五億六千三百十五万円

五　最低額面金額　一万円

六　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

七　発行日　平成二十七年十一月十六日

八　発行価格　額面金額百円につき百円

九　初期利子の適用利率　年〇・二二パーセント

十　経過利子の払込み　各取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十六号に規定する期日に払い込むこととする。

額面金額の総額×$\frac{0.22}{100}$×$\frac{1}{365}$

十一　第二期以後の利子の適用利率　年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から償還までの期間が九年五か月超の十年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利利回りに、〇・六六を乗じた率。ただし、乗じた率が〇・〇五パーセントを下回るときは、その率は〇・〇五パーセントとする。

十二　初期利子　平成二十八年五月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

額面金額×$\frac{0.22}{100}$×$\frac{1}{2}$

十三　第二期以後の利子　毎年五月十五日及び十一月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

額面金額×$\frac{\text{第十一号に規定する第二期以後の利子の適用利率}}{100}$×$\frac{1}{2}$

十四　償還期限　平成三十七年十一月十五日

十五　償還金額　額面金額百円につき百円

十六　払込期日　平成二十七年十一月十六日

十七　払込場所　日本銀行の本店又は支店

十八　中途換金の取扱い　中途換金の買取りは、平成二十八年十一月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十八年十一月十五日から平成二十九年五月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

額面金額×$\frac{0.22}{100}$×$\frac{\text{初期利子支払期の6ヵ月前の日から発行日までの日数}}{365}$

㈡　平成二十九年五月十五日以後の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）